

放課後子ども総合プラン推進事業実施要綱

平成 28 年 4 月 1 日
教育庁生涯学習課
福祉保健部こども政策課

1 目的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子供を取り巻く環境の変化を踏まえ、子供が安心して多様な体験・活動を行うことができるよう、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の取組を推進し、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次世代を担う児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 放課後子ども総合プラン推進委員会の設置

ア 推進委員会の設置

県教育委員会及び福祉保健部は、県内の総合的な放課後対策の在り方を検討する推進委員会を設置する。

イ 検討内容

教育委員会と福祉部局の連携方策、県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針、安全管理方針、人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の実施事業実施後の検証等を行う。

ウ 委員の選定

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学識経験者、その他放課後子ども総合プラン推進に係る関係者等から、適宜選定する。

エ 委員会の開催

年間をとおして適宜開催することに努める。

(2) 合同の研修会の実施

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有や、地域の実情に応じた効果的な体制づくりを図るため、合同の研修会を開催する。

(3) 「みんなで育てるみやぎっ子」推進事業

「みんなで育てるみやぎっ子推進事業（学校支援地域本部事業・放課後子供教室推進事業・土曜日の教育支援体制等構築事業）実施要領（平成28年4月1日定め）」に規定する次の事業

ア 学校支援地域本部事業

イ 放課後子供教室推進事業

ウ 土曜日の教育支援体制等構築事業

(4) 放課後児童健全育成事業等

「放課後児童クラブ事業実施要領（平成28年4月1日定め）」に規定するすべての事業

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。